

令和2年国勢調査を実施

9月から10月にかけて市内全世帯を調査員が訪問します



国勢調査は、統計法に基づき、5年に一度実施する日本に住んでいる全ての人・世帯を対象とした統計調査です。

100年目となる令和2年国勢調査は、人口減少社会にある現在の日本の未来を描く上で欠かす事がないものです。調査結果は、高齢者の介護・医療、若者の雇用対策、児童福祉、地域の活性化など私たちの暮らしのさまざまな分野で役立てられる基礎データとなります。

みらい政策課 995-1805

9月上旬から調査員が訪問します

国勢調査員証を携帯した調査員がお宅を訪問し、世帯状況の聞き取り後、調査書類を配ります。

調査の流れ

9/14~9/20	調査員が全ての世帯を訪問し調査票・インターネット回答IDなどを配布
9/14~10/7	各世帯で調査へ回答（原則インターネットまたは郵送）
10/1~10/7	訪問による回収を希望する世帯のみ調査員が調査票を回収

調査項目

世帯▶①世帯員の数②住居の種類

世帯員▶①氏名②性別③世帯主との続柄④出生の年月

⑤配偶者の有無⑥国籍⑦現在の場所に住んでいる期間⑧5年前の居住地⑨教育⑩就業状態⑪従業地・通学地⑫従業地・通学地までの交通手段⑬勤めか自営の別⑭勤め先の名称・事業内容⑮本人の仕事内容

非接触の調査方法にご協力ください

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、調査員と市民の皆さんの接触回数を最小限にする回答方法にご協力をお願いします。

調査員が説明をする際はインターホン越しなど一定の距離を保った対応をしますので、ご理解ご協力をお願いします。不在の場合、郵便受けに調査票を投函する場合があります。

調査への回答方法

回答方法は次の3種類があります。接触を避けるため、インターネット回答か郵送での回答をお願いします。

インターネットによる回答／調査書類受け取り後、スマートフォンやパソコンから回答を入力、送信する方法

郵送による回答／紙の調査票へ回答を記入し、返信用封筒で郵送提出する方法

調査員による回収／紙の調査票へ回答を記入し、調査員が調査票を回収する方法

回答の義務があります

統計法に基づき、日本に住む全ての人に回答の義務があります。一方、調査に従事する全ての人に秘密を保護する義務が定められています。

以上をご理解いただき、調査項目には漏れなくご回答ください。

国勢調査を装った「かたり調査」にご注意ください！

- 国勢調査では、金銭を要求することはありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号などを聞くこともありません。
- 国勢調査を装った不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思ったら、回答しないで速やかに市役所にお知らせください。
- 調査員は、その身分を証明する「国勢調査員証」を携帯しています。